

(仮称)白馬村快適な環境づくり条例【素案】

令和 年 月 日
白馬村条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、白馬村の快適な環境づくりのため、環境美化に関する村、村民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、相互の協力及び連携を図ることにより、安心して快適な環境で暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 村民等 村内に居住し、通勤し、通学し、滞在し又は村を通過する者をいう。
- (2) 事業者 村内で事業を行う者をいう。
- (3) 土地所有者等 村内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(村の責務)

第3条 村は、この条例の目的を達成するため、村民等、事業者及び土地所有者等の快適な環境づくりに対する意識の啓発を図るとともに、それらの者が行う快適な環境づくりに関する活動への支援のほか、快適な環境づくりに関し必要な施策を総合的に推進するものとする。

(村民等の責務)

第4条 村民等は、自らが生活し、活動し、又は通過する場所及びその周辺の快適な環境づくりに努めなければならない。

- 2 村民等は、所定の場所以外に廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）を捨てて

はならない。

- 3 村民等は、道路、河川（河川敷を含む。）、水路、公園、駅その他の村民等が利用し、又は通過することができる場所（次項において「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地（次項において「他者所有地等」という。）に空き缶、空き瓶その他飲食後の容器包装、たばこの吸い殻等を投棄、又は放置してはならない。
- 4 犬、猫その他愛玩動物（以下この項において「犬等」という。）を飼養し、又は管理する者は、公共の場所及び他者所有地等に、自らが飼養し、又は管理する犬等のふんを放置してはならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業所及びその事業活動に使用する場所並びにそれらの周辺の快適な環境づくりに努めなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する責務について、従業員その他の事業活動に従事する者に周知し、快適な環境に対する意識の啓発を図る等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第6条 土地所有者等は、自らが所有し、占有し、又は管理する土地（次項において「自己所有地等」という。）及びその周辺の快適な環境づくりに努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、自己所有地等に廃棄物又は繁茂した雑草若しくは樹木が放置されていることによる衛生の悪化や火災の発生等のおそれがあるなど周辺住民の生活環境を害するような状態にならないよう、適切な管理に努めなければならない。

（相互の協力及び連携）

第7条 村、村民等、事業者及び土地所有者等は、この条例の目的を達成するために相互に協力し、及び連携するものとする。

（調査）

第8条 村長は、快適な環境を著しく損なう行為又は事象を把握したときは、職員に必要な調査をさせることができる。

2 前項の調査に関係がある者は、当該調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、前項に規定する者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
(指導又は助言)

第9条 村長は、前条第1項の規定による調査の結果、快適な環境が著しく損なわれていると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

(関係行政機関への協力の要請)

第10条 村長は、快適な環境づくりを推進するために必要があると認めるときは、村の区域を管轄する保健所、警察署、消防署その他の関係行政機関に協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。